

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定  
種畜証明書の交付

保安林の指定施業要件の変更  
開発行為に関する工事の完了

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第千四百四十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤外科医院	岩美郡岩美町大字河崎 字溝下二六六一三	昭和五十七年十一月十八日

### 鳥取県告示第千四百四十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤外科医院	岩美郡岩美町大字河崎 字溝下二六六一三	昭和五十七年十一月十八日
森整形外科医院	米子市夜見町二一六〇	"

鳥取県告示第千四百六十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種番証明 書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統	級別	飼養者の所在地及び名称
昭57鳥取 第1号	山 松 正	黒毛和種	55・12・25	鳥取県	父 高正 母 みつこ	1級	東伯郡赤碓町 鳥取県種畜場
" 第2号	畠 十	"	56・8・20	"	父 気高富士 母 ふくひめ1	"	"

鳥取県告示第千四百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

昭和五十七年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上ものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年四月二十七日 鳥取県指令受都計第七十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字旧道西五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市下田中七一―一八

森 芳紘

鳥取県告示第千四百四十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十七年十一月二十二日から施行する。

昭和五十七年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表中

米子市役所出張所

米子市中町

を

米

子市役所出張所

米子市加茂町一丁目

に改める。